令和5年度

雫 石 町 予 算 書(企 業 会 計 を 除 く)

岩 手 県 雫 石 町

目 次

議案第 20	号 令和5年度雫石町一般会計予算	·· 7
第1表	歲入歲出予算 ····································	8
第2表	債務負担行為 ······	15
第3表	地 方 債	16
議案第 21	号 令和 5 年度雫石町国民健康保険特別会計予算	19
第1表	歳入歳出予算	20
議案第 22	号 令和5年度雫石町御明神財産区特別会計予算	27
第1表	歳入歳出予算	28
議案第 23	号 令和5年度雫石町簡易水道事業特別会計予算	33
第1表	歳入歳出予算	34
議案第 24	号 令和5年度雫石町介護保険事業勘定特別会計予算	36
	歳入歳出予算	
議案第 25	号 令和5年度雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算	47
第1表	歳入歳出予算	48
	号 令和5年度雫石町立雫石診療所特別会計予算	
第1表	歳入歳出予算	·· 54
議案第 27	号 令和5年度雫石町後期高齢者医療特別会計予算	. 59
第1表	歳入歳出予算	60

雫 石 町 一 般 会 計 予 算

議案第 20 号

令和5年度雫石町一般会計予算

令和5年度雫石町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,820,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の 方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,00千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。
- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月28日提出

雫石町長 猿 子 恵 久

歳 入

成 .	Λ	款								項						金額	
1 町						税										2,115,313	千円
							1 町				民				税	637,179	
							2 固		定	;	資		産		税	1,235,706	
							3 軽		自	ļ	動		車	<u>i</u>	税	73,307	
							4 た		ld	Î		5	-		税	120,989	
							5 入			;	湯				税	48,132	
2 地	方	譲	ŧ	Ė	ā	税										236,500	
							1 地	方	揮	発	泊	b	譲	与	税	53,500	
							2 自	動	車	重	量	1	譲	与	税	155,000	
							3 森	林	瑗		境	Ē	穣	与	税	28,000	
3 利	子	割	交		付	金										500	
							1 利	子		割		交		付	金	500	
4 配	当	割	交		付	金										3,000	
							1 配	当		割		交		付	金	3,000	
5 株	式 等 譲	渡所	f 得	割	交 付	金										3,000	
							1 株	式 等	譲	渡	所	得	割	交 付	金	3,000	
6 法	人事	業	税	交	付	金										23,000	
							1 法	人	事	業	秘	ź	交	付	金	23,000	
7 地	方 消	費	税	交	付	金										400,000	

		1 地	方 消 費	税交付	金	400,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	金					14,000
		1 ゴ	ルフ場利月	用 税 交 付	金	14,000
9環境性能割交付金	金					11,000
		1 環	境 性 能	割交付	金	11,000
10 地 方 特 例 交 付 金	金					10,500
		1 地	方 特 例	交 付	金	10,500
11 地 方 交 付 移	锐					3,803,600
		1 地	方 交	付	税	3,803,600
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	金					2,400
		1 交	通 安 全 対 策	特別交付	金	2,400
13 分 担 金 及 び 負 担 金	金					72,526
		1 負	担		金	71,017
		2 分	担		金	1,509
14 使 用 料 及 び 手 数 料	料					91,933
		1 使	用		料	84,030
		2 手	数		料	7,903
15 国 庫 支 出 金	金					962,718
		1 国	庫	担	金	594,242
		2 国	庫補	助	金	363,786

	款					項				金額	
				3 委		託			金	4,690	千円
16 県	支	出	金							1,116,700	
				1 県	負		担		金	318,664	
				2 県	補		助		金	710,465	
				3 委		託			金	87,571	
17 財	産	ЧХ	入							35,314	
				1 財	産	運	用	ЧΣ	入	28,136	
				2 財	産	売 :	払	ЧΣ	入	7,178	
18 寄	[3]	र्ज	金							300,101	
				1 寄		附寸			金	300,101	
19 繰)	\	金							724,906	
				1 基	金	繰	,	λ	金	724,900	
				2 特	別 会	計	繰	λ	金	6	
20 繰	起	<u>tt</u>	金							1	
				1 繰		越			金	1	
21 諸	Ц	X	入							85,988	
				1 延	滞 金 加	算 金	及	び過	料	3,003	
				2 町	預	金	7	利	子	9	
				3 貸	付 金	元	利	収	入	19,019	

			4 雑		入	63,957
22 町		債				807,000
			1 町		債	807,000
	歳	λ	合	計		10,820,000

歳出

77. 山	款				項				金額	
1 議	会	費							111,252	千円
			1 議		会		į	基	111,252	
2 総	務	費							1,778,845	
			1 総	務	管	理	Į.	电	1,515,748	
			2 徴		税		Į.	电	107,622	
			3 戸	籍 住 目	基	本 台	帳	电	88,755	
			4 選		挙		Į.	电	48,998	
			5 統	計	調	查	Ē	电	5,736	
			6 監	查	委	員	Ē	电	11,986	
3 民	生	費							2,431,638	
			1 社	会	福	祉	Ē	电	1,472,203	
			2 児	童	福	祉	j J	ŧ Į	959,435	
4 衛	生	費							1,133,543	
			1 保	健	衛	生	Ē	电	578,100	
			2 清		掃		Į.	电	519,715	
			3 上	水		道	j J	电	35,728	
5 労	働	費							13,724	
			1 労	働		諸	Į.	电	13,724	
6 農	林 水 産	業費							1,149,319	

1 農 業 費 70	05,845
2 林 業 費 44	43,474
7 商 工 費 37	78,630
1 商 工 費 37	78,630
8 土 木 費 1,33	38,759
1 土 木 管 理 費 1	17,128
2 道 路 橋 梁 費 84	47,461
3 河 川 費 6	62,843
4 都 市 計 画 費 4	41,095
5 下 水 道 費 26	67,813
	02,419
9 消 防 費 39	98,506
1 消 防 費 39	98,506
10 教 育 費 1,09	91,932
	57,085
2 小 学 校 費 29	91,710
	18,975
	60,113
	64,049
11 災 害 復 旧 費	10

	款						項				金額	
				1 農	林水	産業	施設	災害	復	日費	4	千円
				2 公	共 土	木 施	:設	災害	復旧	貴	6	
12 公	債		費								988,841	
				1 公			債			費	988,841	
13 諸	支	出	金								1	
				1 普	通	財	産	取	得	費	1	
14 予	備		費								5,000	
				1 予			備			費	5,000	
	歳	出			ì	言	<u> </u>				10,820,000	

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事項	期間	限 度 額					
農業近代化資金借入に対する利子補給	令和5年度より 令和21年度までの 17年以内	農業近代化資金額に対する年利1.0%以内の利子補給額					
設備改善資金借入に対する利子補給	令和5年度より 令和19年度までの 15年以内	設備改善資金額に対する年利2.0%以内の利子補給額					
小規模小口資金借入に対する保証料補給	令和5年度より 令和9年度までの 5年以内	小規模小口資金額に対する保証料率0.7%以内の保証料補給額					
いわて起業家育成資金借入に対する保証料補給	令和5年度より 令和19年度までの 15年以内	いわて起業家育成資金額に対する保証料率1.5%以内の保証料補給額					

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 (の 方 法
臨 時 財 政 対 策 債	千円 58,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率)	他の場合にはその債権者と ただし、町財政の都合によ	融資条件により、銀行その 協定するところによる。 り据置期間及び償還期限を または低利に借換えること
公 共 事 業 等	29, 800	同上	同上	同	上
地 域 活 性 化 事 業	45, 400	同 上	同 上	同	上
公共施設等適正管理推進事業	85, 900	同 上	同上	同	上
緊 急 防 災 · 減 災 事 業	217, 000	同上	同上	同	上
緊急自然災害防止対策事業	57, 400	同上	同上	同	上
緊 急 浚 渫 推 進 事 業	3, 100	同上	同上	同	上
辺 地 対 策 事 業	310, 400	同上	同上	同	上
≒	807, 000				

雫石町国民健康保険特別会計予算

議案第 21 号

令和5年度雫石町国民健康保険特別会計予算

令和5年度雫石町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,720,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。
 - (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月28日提出

_{雫石町長} 猿子恵 久

歳入

成 /	款		項	金額
1 国	民 健 康 保 険	税		300,230 千円
			1 一般被保険者国民健康保険税	300,224
			2 退職被保険者等国民健康保険税	6
2 使	用 料 及 び 手 数	料		150
			1 手 数 料	150
3 国	庫 支 出	金		1
			1 国 庫 補 助 金	1
4 県	支 出	金		1,214,861
			1 県 補 助 金	1,214,861
5 財	産 収	λ		2
			1 財 産 運 用 収 <i>入</i>	. 2
6 繰	λ	金		202,738
			1 他 会 計 繰 入 金	187,406
			2基金繰入金	15,332
7 繰	越	金		1
			1 繰 越 金	1
8 諸	ЧХ	λ		2,017
			1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	2,012
			2 雑 人	. 5

(囲丁	債)			0
			(財政	安定化基金貸付金	0
	歳	λ	合	計	1,720,000

歳出

成	<u>山</u> 款				項				金額	
1 総	務	費							15,283	千円
			1 総	務	管	Ş	理	費	12,097	
			2 徴		ЦΣ	ζ		費	2,882	
			3 運	営	協	議	会	費	304	
2 保	険 給	付 費							1,199,447	
		-	1 療	1	妻	諸	Í	費	1,033,259	
		-	2 高	額	療	<u> </u>	養	費	162,784	
		-	3 移		送	<u> </u>		費	2	
		-	4 出	産	育	児	諸	費	2,502	
			5 葬	<u>\$</u>	Ż.	諸	Í	費	900	
3 国	民健康保険事	業 費 納 付 金							427,296	
			1 医	療	給	付	費	分	276,396	
			2 後	期高	き 者	支 援	金	等分	112,290	
			3 介	護	納	付	金	分	38,610	
4 共	同 事 業	拠 出 金							1	
			1 共	同	事	€ 拠	· 出	金	1	
5 保	健事	業費							22,556	
			1 保	健	事	Ī	業	費	4,693	
			2 特	定健原	更 診	査 等	事	業費	17,863	

6 基	金	積	立	金											38,001
					1 基		金		利	責		立		金	38,001
7 公		債		費											15,334
					1 公				債	責				費	1
					2 財	政	安	定	化	基	金	償	還	金	15,333
8 諸	支		出	金											2,082
					1 償	還	金	及	び	還	付	加	算	金	2,081
					2 繰				Н	<u></u>				金	1
		歳		出	É	<u> </u>			計						1,720,000

雫石町御明神財産区特別会計予算

議案第 22 号

令和5年度雫石町御明神財産区特別会計予算

令和5年度雫石町御明神財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13,552千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

雫石町長 猿子恵久

歳入

	款				項				金額	
1 県	支	出	金							6,895 千円
				1 県	i	補	助]	金	6,895
2 財	産	ЧΣ	入							5,163
				1 財	産	運	用	ЦΣ	入	13
				2 財	産	売	払	ЦΣ	入	5,150
3 繰	λ		金							1,492
				1 基	金	*	喿	入	金	1,492
4 繰	起	<u>È</u>	金							1
				1 繰		ŧ	:戊		金	1
5 諸	ЦУ	ζ	入							1
				1 雑					入	1
	歳	,	λ	合		計				13,552

歳出

款項								金額			
1 総	1 総 務 費								2,205 千円		
						1 総	務	管	理	費	2,205
2 農	林	水	産	業	費						11,347
						1 林		業		費	11,347
		歳	į	出		合		計			13,552

雫石町簡易水道事業特別会計予算

議案第 23 号

令和5年度雫石町簡易水道事業特別会計予算

令和5年度雫石町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13,977千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円 と定める。

令和5年2月28日提出

雫石町長 猿子恵久

歳入

			款								項				金額	
1分	担	金	及	び	負	担	金								44	千円
								1 負			担			金	44	
2 使	用	料	及	び	手	数	料								1,680	
								1 使			用			料	1,672	
								2 手			数			料	8	
3 繰	3 繰 入					金								12,252		
								1 —	般	会	計	繰	入	金	12,252	
4 繰	4 繰 越					金								1		
								1 繰			越			金	1	
			蒝	₹		λ		合		言	-				13,977	

歳 出

		項						金額						
1 簡	易	水	道	管	理	費								13,975 千円
							1 簡	易	水	道	管	理	費	13,975
2 公			債			費								1
							1 公			債			費	1
3 諸		支		出		金								1
							1 繰			出			金	1
			歳		出		合		言	†				13,977

雫石町介護保険事業勘定特別会計予算

議案第 24 号

令和5年度雫石町介護保険事業勘定特別会計予算

令和5年度雫石町介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,069,225千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,00千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。
- (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月28日提出

雫石町長 猿子恵久

歳 入

成 /	<u></u> 款				項			金額
1 保	険	料						418,603 千円
			1 介	護	保	険	料	418,603
2 使	用 料 及 び 手 数	料						49
			1 手		数		料	49
3 国	庫 支 出	金						484,018
			1 国	庫	負	担	金	338,763
			2 国	庫	補	助	金	145,255
4 支	払 基 金 交 付	金						542,656
			1 支	払 基	金	交 付	金	542,656
5 県	支 出	金						310,159
			1 県	負		担	金	298,272
			2 県	補		助	金	11,865
			3 委		託		金	22
6 財	産 収	λ						4
			1 財	産運		用 収	λ	4
7 繰	λ	金						313,462
			1 —	般 会	計	繰 入	金	313,461
			2 基	金	繰	λ	金	1
8 繰	越	金						1

			1 繰			越				金	1
9 諸	ЧΣ	λ									273
			1 延 湍	金	加	算 金	及	び	過	料	1
			2 雑							入	272
	歳	入	合		計	•					2,069,225

成 [款						項					金額	
1 総		務		費									28,067	千円
					1 総	:	務	管	i	理		費	10,311	
					2 徴			ЦΣ	•			費	1,193	
					3 介	護	認	定	審	查	会	費	16,563	
2 保	険	給	付	費									1,960,102	
					1 介	護	サ -	- Ľ	、ス	等	諸	費	1,719,477	
					2 介	護予	防	サー	ビ	ス等	諸	費	69,000	
					3 高	額介)護	サ	_	ビス	等	費	65,000	
					4 特	定入	所 者	介護	サ・	- ビ	ス等	費	105,000	
					5 そ		の	他	,	諸		費	1,625	
3 地	域 支	援	事業	費									81,022	
					1 介言	蒦 予 防	・生	活支	援サ・	ービフ	く事業	費	46,591	
					2 —	般	介語	姜 予	防	事	業	費	3,008	
					3 包	括的	支 援	及	び任	意	事業	費	31,296	
					4 そ		の	他	,	諸		費	127	
4 基	金	積	$\dot{\underline{\Sigma}}$	金									31	
					1 基		金	積		立		金	31	
5 公		債		費									1	
					1 公			債				費	1	

6 諸	支	出	金											2
				1 償	還	金	及	び	還	付	加	算	金	1
				2 繰				出	1				金	1
	歳		出	a	ì		Ī	計						2,069,225

雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算

議案第 25 号

令和5年度雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算 令和5年度雫石町介護保険介護サービス事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,687千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

雫石町長 猿 子 恵 久

歳入

		款							項			金額	
1 U	_	ビ	ス	ЧХ	λ								9,963 千円
						1 予	防	給	付	費	収	入	9,963
2 繰)			金								723
						1 —	般	会	計	繰	入	金	723
3 繰		起	<u>t</u>		金								1
						1 繰			越			金	1
		歳	į	λ		合		言	+				10,687

			款					項								金額
1 サ	_	ビ	ス	事	業	費										10,686 千円
							1 介	護	予	防	支	援	事	業	費	10,686
2 諸		支		出		金										1
							1 繰				出				金	1
			歳		出		슫	ì		計						10,687

雫石町立雫石診療所特別会計予算

議案第 26 号

令和5年度雫石町立雫石診療所特別会計予算

令和5年度雫石町立雫石診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 388,416千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

令和5年2月28日提出

雫石町長 猿子恵久

歳入

73% 7			款								項				金額
1 診		療			収		λ								255,059 千円
								1 入		院		ЦΣ		λ	101,343
								2 外		来		ЦΣ		λ	108,474
								3 そ	の	他	診	療	収	λ	45,242
2 使	用	料	及	び	手	数	料								2,181
								1 手			数			料	2,181
3 繰			入				金								131,144
								1 —	般	会	計	繰	λ	金	131,144
4 繰			起	<u> </u>			金								1
								1 繰			越			金	1
5 諸			ЦУ	Z			入								31
								1 雑						入	31
			歳	į		λ		合		言	ł				388,416

	;	款					項		金額	
1 総		務		費						283,352 千円
					1 施	設	管	理	費	283,352
2 医		業		費						61,546
					1 医		業		費	61,546
3 公		債		費						43,517
					1 公		債		費	43,517
4 諸	支		出	金						1
					1 繰		出		金	1
		歳		出	合		計			388,416

雫石町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 27 号

令和5年度雫石町後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度雫石町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 206,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月28日提出

雫石町長 猿子恵久

歳入

70% 7			款									項						金額
1 保	1 保 険 料						料											143,940 千円
								1後	期	高	龄	者	医	療	保	険	料	143,940
2 使	用	料	及	び	手	数	料											45
								1 手				数					料	45
3 繰	3 繰 入					金											61,617	
						1 —	般	ŧ	会	計		繰	λ		金	61,617		
4 繰	4 繰 越					金											1	
							1 繰				越					金	1	
5 諸			ЦΣ	ζ			λ											397
								1 延	滞	į	金	及		び	追	1	料	10
								2 償	還	金	及	び	還	付	加	算	金	387
			歳			入		É	ì		Ī	it						206,000

	款					項		金額		
1 総	務		費						2,354	千円
				1 総	務	管	理	費	977	
				2 徴		ЧΣ		費	1,377	
2後期高	高齢 者 医 療 広	域連合納(寸 費						203,645	
				1後期7	高齢者[医療広域	战 連 合 納	付 費	203,645	
3 諸	支	出	金						1	
				1 繰		出		金	1	
	歳	出		合		計			206,000	